- ○鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金交付要綱 (趣旨)
- 第1条 この要綱は、住宅のスマート化及び再生可能エネルギー等の有効利用の促進と脱炭素社会の実現に寄与するため、市内の住宅に新たにスマートエネルギー関連設備を設置した者と電気自動車を購入した者に対し、予算の範囲内で住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金及び電気自動車購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 補助の対象とする事業(以下「補助事業」という。)は、市内の住宅(共同住宅、店舗・事務所等との併用住宅(以下「共同住宅等」という)を含む。)に、別表1に掲げるスマートエネルギー関連設備(以下「補助対象設備」という。)を新たに設置する事業と電気自動車の購入であって、次に掲げるすべ
 - (1) 補助対象設備を新たに設置する事業

ての要件に適合するものとする。

- ア補助対象設備は、すべて未使用品であること。
- イ 補助対象設備を共同住宅等に設置する場合は、居室部分で使用することとし、共用部分で使用しないこと。
- (2) 電気自動車の購入

(補助対象事業)

- ア 4輪以上の車両で自動車検査証における燃料の種類が「電気」とのみ記載されているもの。
- イ 国のクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金の補助対象車両であること
- ウ 申請を行う年度(以下「申請年度」という。)の4月1日から申請を行う日までに初度登録又は初 度届出を行った新車であること。

(補助対象者)

- 第3条 補助金を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、以下の要件のうちのいずれかに該当する者とする。
 - (1) 補助対象設備を新たに設置する事業
 - ア 自らが居住する市内の住宅に補助対象設備を設置し、かつ、当該補助対象設備を所有し、自ら使用する者
 - イ 市内に所有する住宅に補助対象設備を設置し、かつ、当該補助対象設備を所有し、他者に居住の目 的で当該住宅を貸し出す者
 - ウ 建売住宅供給者等によって補助対象設備が設置された市内の建売住宅を取得する場合は、当該建 売住宅を取得し、かつ、自ら居住する者

(2) 電気自動車の購入

ア 電気自動車を自ら使用する目的で購入(割賦販売等により購入した場合において、所有者が割賦販売業者、ローン提携販売業者等であるときを含む。)し、市内に住所を有している個人であり、当該車両の使用者であること。

ただし、リース車両による使用は対象外とする。

イ 電気自動車を自ら使用する目的で購入(割賦販売等により購入した場合において、所有者が割賦販売業者、ローン提携販売業者等であるときを含む。)し、市内に事務所又は事業所を有する法人であり、当該車両の使用者であること。

ただし、リース車両による使用は対象外とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者は、次に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。
 - (1) 補助対象設備を新たに設置する事業
 - ア 鎌倉市の市税を滞納していないこと。交付申請後に滞納が判明した場合は、判明した時点で速やか に滞納分を納付すること。
 - イ 自らが電力会社と電灯契約を締結すること。ただし、前項第1号イに該当する場合は、住宅を借り 受けた者が当該契約を締結すること。
 - ウ 1つの補助対象設備に対して複数の申請をしていないこと。
 - エ 前項第1号ア及びウに該当する場合、補助事業の完了から申請年度の3月31日までに当該住宅に 居住を行っていること。ただし、3月31日が市の休日に当たるときはその休日の前日をもってその期 限とみなす。
 - (2) 電気自動車の購入

鎌倉市の市税を滞納していないこと。交付申請後に滞納が判明した場合は、判明した時点で速やかに 滞納分を納付すること。

(補助対象経費)

- 第4条 補助対象設備を新たに設置する事業の補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、 補助事業を実施するために必要な経費であって、別表2に掲げるものとする。
- 2 前項の経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとする。

(補助額の算出方法等)

- 第5条 補助対象設備を新たに設置する事業の補助額は、別表3のとおりとする。
- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

- 3 電気自動車の購入の補助額は、対象電気自動車1台当たり2万円とする。 (補助対象設備を新たに設置する事業の申請書の提出期限日等)
- 第6条 補助対象者が、補助対象設備を新たに設置する事業の補助金の交付申請をする場合は、次の書類を補助対象設備の設置工事の着工前又は補助対象設備の設置された建売住宅の引渡し前に、市長に提出しなければならない。なお、申請期間は申請年度の4月1日から3月1日までとする。ただし、3月1日が市の休日に当たるときはその休日の前日をもってその期限とみなす。
 - (1) 鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金交付申請書(第1号様式)
 - (2) 事業計画書(第1号様式別紙1)
 - (3) 補助対象設備の工事請負契約書の写し又は補助対象設備付き建売住宅売買契約書の写し(引渡予定日が記載されているもの)又はこれに代わるもの
 - (4) 前号の書類に補助対象設備ごとの経費が記載されていない場合はその内訳書等、経費の内訳を証するもの
 - (5) 補助対象設備を設置する住宅の登記事項証明書(原本又は写し)又は登記情報提供サービスで取得した不動産登記情報に係る全部事項(住宅を新築する場合又は建売住宅を取得する場合は建築確認済証又はこれに代わるもの)
 - (6) 補助対象設備の設置場所の地図
 - (7) 別表 3 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 加算の条件(1) の場合は、補助対象者が申請を行う年度の、国のネット・ゼロ・エネルギー・ハウスに関する補助金に申請していることを確認できる書類(交付申請書等)の写し
 - (8) 別表 3 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 加算の条件(2)の場合は、補助対象者が申請を行う年度の、神奈川県のネット・ゼロ・エネルギー・ハウスに関する補助金に申請していることを確認できる書類(交付申請書等)の写し
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、先着順に受け付けるものとし、補助金の交付申請額の合計が予算額に達した 日(以下「予算到達日」という。)をもって、申請の受付を終了する。
- 3 前項の規定にかかわらず、予算到達日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、補助金の予算残額の範囲内で受理する申請を決定する。
- 4 予算到達日の申請であって、受理した時点で申請額が予算残額を上回る場合、交付額の上限は交付額確 定時点での予算残額とする。
- 5 申請した内容に変更が生じた場合は市長に対し申し出るものとする。ただし、補助事業変更により交付

申請額を増額することはできない。

(補助対象設備を新たに設置する事業の交付決定等)

- 第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、次の様式により通知するものとする。
 - (1) 交付を決定したとき。

鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金交付決定通知書(第2号様式)

(2) 不交付決定したとき。

鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金不交付決定通知書(第3号様式) (補助対象設備を新たに設置する事業の実施)

- 第8条 第6条の申請を行った者は、申請が受理された後に、次のとおり補助事業を実施しなければならない。
 - (1) 補助事業が補助対象設備の設置工事を伴う場合は、当該設置工事の着工
 - (2) 建売住宅供給者等によって補助対象設備が設置された建売住宅を取得する場合は、当該住宅の引渡し

(補助対象設備を新たに設置する事業の変更等)

- 第9条 補助対象設備を新たに設置する事業の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業の内容の変更、又は中止をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業変更により交付申請額を増額することはできない。
- 2 補助対象設備を新たに設置する事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了 しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければ ならない。

(補助対象設備を新たに設置する事業の変更の申請)

- 第10条 前条第1項の規定により市長の変更の承認を受けようとする場合は、鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金変更承認申請書(第4号様式)を、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、変更が適当であると認めたときは、鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金変更承認通知書(第5号様式)により、変更が適当であると認めなかったときは、鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金変更不承認通知書(第6号様式)により、通知するものとする。
- 3 前条第1項の規定により市長の中止の承認を受けようとする場合は、鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金中止承認申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、中止が適当であると認めたときは、鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金中止承認通知書(第8号様式)により、中止が適当であると認めなかったときは、鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金中止不承認通知書(第9号様式)により、通知するものとする。

(状況報告及び調査)

第11条 市長は、必要に応じて補助対象者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

(補助対象設備を新たに設置する事業の実績報告)

- 第12条 補助対象設備を新たに設置する事業の交付決定者は、補助事業完了日から2箇月以内又は申請年度の3月31日のいずれか早い期日までに、次のとおり、補助金実績報告書に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、当該期日が市の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。
 - (1) 鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金実績報告書(第10号様式)
 - (2) 事業結果報告書(第10号様式別紙1)
 - (3) 補助金振込先の口座名義人(フリガナ)、金融機関名及び店名、預金の種類、口座番号が記載されている部分の通帳等の写し(補助金振込み先は、申請者本人名義の口座に限る。)
 - (4) 補助事業に係る領収書等の写し
 - (5) 第6条に規定する補助金交付申請で示した補助事業費に変更がある場合は、内訳書等、経費の内訳 を証するもの
 - (6) 設置完了証明書(第10号様式別紙2)
 - (7) 補助事業の対象設備に住宅用太陽光発電システムを含む場合は、再生可能エネルギーの固定価格 買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の事業認定を証する書類(以下「認定通知書」と いう。)の写し(ただし、実績報告の提出期限までに、認定通知書の発行を受けられない場合は、認 定通知書未受領に関する申出書に代えることができる。この場合、補助対象者が申請した年度の翌年 度までに、認定通知書の写しを提出することとする。)
 - (8) 補助事業により設置した機器の出荷証明書の写し又は保証書の写し若しくはこれに代わるもの。 ただし、住宅用太陽光発電システムを除く。
 - (9) 住宅用太陽光発電システムを設置した場合は、太陽電池モジュールの製造者又は販売者が発行する出力対比表の写し(製造者又は販売者が出力対比表を発行しない場合は、市が指定する出力対比表 (第10号様式別紙3)に記載の上、製造番号票の写しを添付したもの)

- (10) 補助対象設備設置後の補助対象設備の外観、数量、製造番号が確認できる完成写真
- (11) 第6条に規定する申請の際に、補助対象設備を設置した住宅の登記事項証明書又は登記情報提供 サービスで取得した不動産登記情報に係る全部事項を提出できなかった場合は、登記事項証明書(原 本又は写し)又は登記情報提供サービスで取得した不動産登記情報に係る全部事項。

ただし、実績報告時に登記が完了していない場合は、登記申請書の受領証の写し

- (12) 別表 3 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 加算の条件(1)の場合は、補助対象者が申請を行う年度の、国のネット・ゼロ・エネルギー・ハウスに関する補助金の確定通知書の写し、又は事業の実施が確認できる書類 (実績報告書等)の写し
- (13) 別表 3 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 加算の条件(2)の場合は、補助対象者が申請を行う年度の、神奈川県のネット・ゼロ・エネルギー・ハウスに関する補助金の交付決定通知書の写し、及び事業の実施が確認できる書類(実績報告書等)の写し
- (14) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する事業完了の日は、次のいずれか最も遅い日とする。
 - (1) 補助事業が補助対象設備の設置工事を伴う場合は、当該設置工事が完了した日(設置業者が行う試運転をした日を含む)
 - (2) 補助対象設備が設置された住宅を取得する場合は、当該住宅の引渡しを受けた日
 - (3) 補助対象設備を設置した住宅又は当該補助対象設備の代金支払完了日
- 3 第1項に規定する実績報告は、やむを得ない理由により補助金実績報告書及び添付資料の一部又は全 部の提出が遅延する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(補助対象設備を新たに設置する事業の補助金交付額の確定及び支払い)

第13条 補助対象設備を新たに設置する事業にあっては、市長は、前条の規定に基づいて提出された書類の 内容を審査し、補助金交付が適当と認めたときは、速やかに補助金交付額を確定し、鎌倉市住宅用再生可 能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金交付額確定通知書(第11号様式)により交付決定者へ通知し、 当該補助金を交付するものとする。

(電気自動車の購入に係る申請書の提出期限日等)

- 第14条 補助対象者が、電気自動車の購入に係る補助金の交付申請をする場合は、次の書類を、車両代金の全額の支払いを完了、又は全額支払いの手続きが完了した上で市長に提出しなければならない。なお、申請の期間は申請年度の4月1日から3月1日までとする。ただし、3月1日が市の休日に当たるときはその休日の前日をもってその期限とみなす。
 - (1) 鎌倉市電気自動車購入費補助金交付申請書(第14号様式)

- (2) 補助対象者が法人にあっては会社法人登記全部事項証明書(原本又は写し)
- (3) 自動車検査証の写し
- (4) 領収書等の写し
- (5) 保管場所標章番号通知書の写し又は補助対象者が保険契約者である自動車保険証の写し(割賦販売等により購入した場合で、かつ、自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合に限る。)
- (6) 補助金振込先の口座名義人(フリガナ)、金融機関名及び店名、預金の種類、口座番号が記載されている部分の通帳等の写し(補助金振込先は、申請者本人名義の口座に限る。)
- (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、先着順に受け付けるものとし、予算到達日をもって、申請の受付を終了する。
- 3 前項の規定にかかわらず、予算到達日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、補助金の予算残額の範囲内で受理する申請を決定する。
- 4 予算到達日の申請であって、受理した時点で申請額が予算残額額を上回る場合、交付額の上限は交付決定時点での予算残額とする。
- 5 申請した内容に変更が生じた場合は市長に対し申し出るものとする。

(電気自動車の購入に係る交付決定等)

- 第15条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、次の様式により申請者に通知するものとする。また、補助金交付が適当と認めたときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。
 - (1) 交付を決定したとき。

鎌倉市電気自動車購入費補助金交付決定通知書(第15号様式)

(2) 不交付決定したとき。

鎌倉市電気自動車購入費補助金不交付決定通知書(第16号様式)

(管理等)

第16条 補助金の交付を受けた者は、当該補助対象設備等を善良なる注意をもって管理しなければならない。

(財産処分の制限等)

第17条 補助金の交付を受けた者は、別表4に掲げる期間(電気自動車の購入においては、減価償却資産の 耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間)を経過するまで の間に当該補助対象設備等を処分しようとする場合は、次の処分承認申請書を市長に提出し、承認を受け なければならない。 (1) 補助対象設備を新たに設置する事業

鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等処分承認申請書(第12号様式)

(2) 電気自動車の購入

鎌倉市電気自動車処分承認申請書(第17号様式)

- 2 市長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、処分承認の可否について、次の処分承認決定通 知書により、当該交付を受けた者に通知するものとする。
 - (1) 補助対象設備を新たに設置する事業

鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等処分承認決定通知書 (第13号様式)

(2) 電気自動車の購入

鎌倉市電気自動車処分承認決定通知書(第18号様式)

(決定の取消し及び補助金の返還)

- 第18条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付 決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の使途が不適当と認められたとき。
 - (4) 第12条に規定する提出期限までに、補助金実績報告書の提出が無いとき。
 - (5) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 加算を受けた場合、別表 3 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 加算の条件に適合しなくなったとき。
- 2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しをしたときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還 を請求することができる。ただし、天災地変その他交付を受けた者の責めに帰することのできない理由が あるときは、この限りでない。

(暴力団の排除)

- 第19条 鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月鎌倉市条例第11号)第8条の規定に基づき、次の各号いずれ かに該当するものは、補助対象者としない。
 - (1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2 条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)。
 - (2) 法第2条第2号に規定する暴力団。
 - (3) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
 - (4) 法人でその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、

顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行 役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに暴力団員 等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支 配的な影響力を有する者。

2 市長は、必要に応じて補助金交付申請者又は補助金交付の決定を受けた者が、前項各号のいずれかに該 当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行なうことができる。

ただし、該当確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 市長は、補助金交付の決定を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は 一部を取り消すことができる。

(その他の事項)

- 第20条 この要綱に定めのないものについては、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱(昭和 41年2月告示第23号)の定めるところによる。
- 2 その他必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月22日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(平成30年3月29日市長決裁)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は決裁の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年5月11日から施行する。

別表1 補助対象設備

設備の種類	設置条件	補助対象設備
HEMS機器	左の設備の一つ以	補助対象者が申請を行う年度又は前年度の、国の

	上を設置すること	主管するHEMS機器に関する補助金の対象設備
		以下の要件を満たす設備。
		1. 太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディ
分字田七四小が乗いっ		ショナの定格出力が10kW未満のもの
住宅用太陽光発電システム		2. 再生可能エネルギーの固定買い取り制度に基
		づく事業計画認定を受けるもので、一般社団法人
		太陽光発電協会の太陽光パネル形式登録リストに
		申請時点で掲載されているもの
		補助対象者が申請を行う年度又は前年度の、一般
家庭用燃料電池システ		社団法人燃料電池普及促進協会の家庭用燃料電池
ム (エネファーム)		システム導入支援事業に係る補助金において対象
		として登録された家庭用燃料電池システム
		補助対象者が申請を行う年度又は前年度の、環境
定置用リチウムイオン		省が実施するZEH支援事業に係る補助金において補
蓄電システム		助対象設備として登録された定置用リチウムイオ
		ン蓄電システム
		電気自動車への充電及び電気自動車から住宅への
		電力の供給が可能な機器で、補助対象者が申請を
高与 内利士士从帝部,#*		行う年度又は前年度の、経済産業省が行うクリー
電気自動車充給電設備		ンエネルギー自動車導入事業費補助金において補
		助対象設備として登録された充給電設備(V2H充放
		電設備)

別表 2 補助対象経費

設備の種類	補助対象経費				
11 73 40 W III	補助事業においてHEMS機器を設置するために必要な				
HEMS機器	経費(設備費、工事費)				
住宅用太陽光発電システム	補助事業において住宅用太陽光発電システムを設置する				
住七用太陽儿光电ンハノム	ために必要な経費(設備費、工事費)				
家庭用燃料電池システム	補助事業において家庭用燃料電池システムを設置するた				
(エネファーム)	めに必要な経費(設備費、工事費)				

定置用リチウムイオン蓄電システム	補助事業において定置用リチウムイオン蓄電システムを
	設置するために必要な経費(設備費、工事費)
電気自動車充給電設備	補助事業において電気自動車充給電設備を設置するため
电八百 男 平 九 和 电 以	に必要な経費(設備費、工事費)

別表3 補助額

別表 3 補助額	大字 U + 安石
設備の種類	補助額
HEMS機器	上限1万円
	設置する太陽電池モジュールの公称最大出力の値(キロ
住宅用太陽光発電システム	ワット表示とし、小数点以下第2位を切り捨てる。) に
	1万円を乗じて得た額。ただし、上限は3万円
家庭用燃料電池システム	上限4万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限4万円
電気自動車充給電設備	上限2万円
	次の(1)又は(2)の条件に該当する場合、補助額に5万
	円を加算する。
	(1) 補助対象者が申請を行う年度の、国のネット・ゼ
	ロ・エネルギー・ハウスに関する補助金の交付が決定し
	ている住宅(共同住宅等を除く)で、かつ事業の実施が
	 確認できるもの
	 (2) 補助対象者が申請を行う年度の、神奈川県のネッ
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス	ト・ゼロ・エネルギー・ハウスに関する補助金の交付が
(ZEH) 加算	 決定している住宅(共同住宅等を除く)で、かつ事業の
	実施が確認できるもの
	※上記(1)(2)の加算について、(1)の補助金を申請す
	る事業は、(1)の条件にて加算を受けるものとし、(2)
	の条件では加算を受けられないものとする。ただし、
	(1)の補助金の採択を受けられない場合はこの限りでは
	ない。

別表4 財産処分の制限期間

設備の種類	財産処分の制限期間

HEMS機器	5年
住宅用太陽光発電システム	10年
家庭用燃料電池システム	6年
(エネファーム)	
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
電気自動車充給電設備	8年

第1号様式(第6条)

鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金交付申請書

							年	月_	F	1
(宛先) 鎌倉市長										
申請者			: 号 <u>〒</u>	=	_		_			
	住		所							
		去人等の場合								
		リガ								
	氏	法人等の場	名 AHZ新版)							
	Į	び代表者の								
	電	話者	番 号							
	生	年	月日	<u> </u>	和 • ¹	城 • 令	和	年	月	日
	性		別	男_	•	女	(県	警照	会用)
鎌倉本仕字田再仕可能エマルギ		ツェラゼ	Ж <u>ПД <i>Б</i></u> С ∋Л	早弗太	1	シ の六	: /-} t,	四八	t-1 \	\mathcal{D}
鎌倉市住宅用再生可能エネルギーで、関係書類を添えて申請します。									/ = (10	/)
て、 関係音類を称えて中間 しまり。	ょ	仁、以		息事り	₹』 (こ 円 尼	、しょ	9 0		
【同意事項】										
○暴力団又は暴力団員でないことを	雀認	するため	り、記載	した情	報を	神奈	川県鄠	警察本	部に	照
会すること。		,			,, –					
○市において市税の納入状況及び住国						-				
○補助対象設備の使用等に関する調査	至が	実施され	1る場合	は協力	する	ここと。				
1 交付申請額										
		_			٦.	.				
	,	0	0	0		月(千	円未	満切り) 捨て)
(第1号様式別紙1)事業計画書「3	補	前助事業に	に係る経費	の内訳	」の	「補助会	金交付	申請額	頁」欄	の
計に記載した金額を、金額の頭に「暑		を付け記	載してく	ださい。						
2 交付申請額の内訳			-							!
□ HEMS機器 [上限 1万円]]					,	0	0	0	円
□ 住宅用太陽光発電システム										
[上限 ①3万円又は②設置する太陽	電池	モジュー	ル				0	0	0	円
の公称最大出力の値(小数点以下第2位	切扣	舎て) 1 kW	あ			,	U	U	U	1 1
たり1万円のうち低い額]										
□ 家庭用燃料電池システム(エネ	くフ	アーム)					0	0	0	円
[上限 4万円]						,	U	U	U	11
□ 定置用リチウムイオン蓄電シス	(テ	ム					0	0	0	円
[上限 4万円]						,	U	U	U	11
□ 電気自動車充給電設備 [上限	2	万円]				,	0	0	0	円
□ ネット・ゼロ・エネルギー・/	・ウ	ス (ZEH)	加		_		0	0	0	円
算 [該当する場合 5万円]						,			U	
		,								

- (1) 設置する補助対象設備等について□に「✓」を記載してください。
- (2) (第1号様式別紙1)事業計画書「3 補助事業に係る経費の内訳」の「補助金交付申請額」欄に 記載した補助対象設備ごとの金額を、金額の頭に「¥」を付け記載してください。

3 申請者以外の連絡先

申請者以外がこの申請の手続きを行う場合、下記に代理人の連絡先を記載してください。その他、補助対象設備の販売・設置・施工予定事業者の連絡先が申請代理人とは別に必要な場合は記載してください。(申請代理人が窓口となる場合は不要です)

1-2-2-0	() 1 ()	
代理人	申請代理人	
連絡先	連絡先	
その他連絡先	(役割)	
(1)	連絡先	
その他連絡先	(役割)	
(2)	連絡先	

[※]交付申請に関する技術的事項等について、補助対象設備の販売・設置・施工予定事業者 に確認することがあります。

[※]記載しきれない場合は別紙を添付してください。

事業計画書

1 補助事業の概要

申請者氏名 (法人等の場合は名称及び代表者の氏名)								
電力需給(電灯)契約者氏名 (申請者と利用者が異なる場合に記載)								
	所在地 ※住居表示が確定 していない場合は 地番も記載							
	種別	□戸	戸建住宅	[□共同住	宅等		
補助対象設備を設置	取得の別	有	□新築		□建売		口中古	ī
する住宅について 該当する□に「✓」を記載		無	□既築					
	所有権の所在		申請者のみ 申請者を含			所有		
		→ 3	申請者以タ この場合、 甫助対象記	以下の	欄を記載	•)
事業着手予定日※1				年	月	日		
事業完了予定日※2				年	月	日		

- ※1 事業着手予定日は、(1)補助対象設備が設置された建売住宅を購入する場合は、建売住宅の引渡しを受ける日 (2)新築住宅又は既存住宅に補助対象設備を設置する場合、工事の開始日。なお、工事とは補助対象設備の設置 取り付けと一体不可分の工事を指す。(1)(2)共に契約、代金の支払い及び住宅の工事は着手に含みません。
- ※2 事業完了予定日は、(1)補助対象設備を設置した住宅の引渡しを受ける日(2)補助対象設備を設置した住宅 又は当該補助対象設備に係る代金の支払い完了日(3)補助対象設備の設置工事(機材設置後に設置業者自らが行 う試運転含む)の完了日のうち、最も遅い日を記載してください。

2 設置する補助対象設備の概要

_ <u> </u>	111-222-12	NIX III VI PUS	`						
HEMS 機器	メーカ	一名							
TILMO 1灰石矿	機器型	番							
		記池モジュー一カー名							
住宅用 太陽光発電 システム	ルの公 と使用 ※日本エ る太陽電	記池モジュー 称最大出力® 枚数 ^{業規格に規定され} 池モジュールの公 力をいう。	(型式番号: (型式番号: (型式番号: 太陽電池の公和 (合計はキロワッ ※公称最大出フィショナの定権	ト表示で小数点 力が 10kW 以	W W ⇒ 原第3位. 上の場	以下切合は、	枚)の捨ている。	= = k	W W W
家庭用	メーカ	一名							
燃料電池システム	品名番号		発電ユニット:		貯湯ユニッ	:			
(エネファーム)	発電出力		kW						
定置用	メーカー名								
リチウム イオン蓄電	パッケージ型番								
システム	蓄電容量		kWh						
電気自動車	メーカー名								
充給電設備	型式								
	·								
補助対象設備	の要件		補助対象設備は 該当する設備で		の補		はい	□いい <i>え</i>	-
該当する□に「✓」			た補助対象設備は全て未使用品で□はい			はい	□いいえ	,	

(単位:円)

3 補助事業に係る経費の内訳

		O (III)	rv •				
		HEMS機器	住宅用太陽光 発電システム	家庭用 燃料電池 ^(エネファーム)	定置用リチウ ムイオン蓄電 システム	電気自動車充 給電設備	ネット・ゼロ ・エネルギー ・ハウス (ZEH)加算
補助事業に要する経費 (消費税込み)							
補	前助事業に要する経費 (消費税抜き)						
(内訳)		(設備費)	(設備費)	(設備費)	(設備費)	(設備費)	
	補助の対象となる 経費	(工事費)	(工事費)	(工事費)	(工事費)	(工事費)	
	補助の対象とならない 経費						
	本要綱に基づく 補助金上限額	10, 000	①30,000 ②公称最大 出力(kW) ×10,000 ①②の低い方	40, 000	40, 000	20,000	50, 000
	補助金交付申請額						
	福助金交行中間領 (千円未満切り捨て)	計			,		

鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金交付決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

鎌倉市長

年 月 日付けで申請のあった鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省 エネ機器等設置費補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。 (交付決定番号)

- 1 補助内容
 - (1) □HEMS機器
 - □住宅用太陽光発電システム
 - □家庭用燃料電池システム (エネファーム)
 - □定置用リチウムイオン蓄電システム
 - □電気自動車充給電設備
 - □ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 加算
 - (2) 補助対象設備を設置する住宅の所在地
- 2 補助条件
 - (1) この補助金の対象となる事業は、上記の日付で申請のあった鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金に係る事業とし、その内容及び補助事業の経費の配分は申請のとおりとします。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければなりません。また、交付決定後に補助事業の内容の変更に伴う補助金の額の増額はできません。
 - (3) 補助事業を中止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければなりません。
 - (4) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければなりません。

- (5) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。 ア 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金等の交付を受けたとき
 - イ 補助金交付の条件に違反したとき
 - ウ 補助金の使途が不適当と認められたとき
 - エ 提出期限までに、補助金実績報告書の提出が無いとき
 - オ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 加算を受けた場合、要綱別表 3 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 加算の条件である補助金の交付決定等の取り消しを受けたとき
- (6) この補助金は、事業実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に 精算交付します。
- (7) その他、鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金交付要綱の定めるところに従わなければなりません。
- 3 この補助金に係る実績報告は、補助事業完了の日から2箇月以内又は補助事業を申請した年度の3月31日のいずれか早い期日までに行わなければなりません。ただし、当該期日が市の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなします。
- 4 補助事業により設置した設備については、次の期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合(以下「処分」といいます。)には、市長の承認が必要になります。また、市長の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

設備の種類	期間
HEMS機器	5年
住宅用太陽光発電システム	10年
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
電気自動車充給電設備	8年

5 補助事業を実施する者は、補助事業等を実施することの社会的な責任を自覚し、 当該補助事業等の実施に当たっては、誠実に実施するとともに、法令等を遵守して ください。

なお、補助事業等の実施に係る法令等の遵守状況について確認するため、必要な報告を求めることがあります。また、求められたときは、報告を行わなくてはなりません。

第3号様式(第7条)

鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金不交付決定通知書

第号年月日

様

鎌倉市長

年 月 日付けで申請のあった鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

交付しない理由

鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 鎌倉市長

申請者 郵便番号 〒

住 所 (法人等の場合は所在地)

氏 名 (法人等の場合は名称及) び代表者の氏名

鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金交付決定通知書により交付決定を受けた鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金に係る事業を次のとおり変更したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

	変更前	変更後
補助事業の内容		

	変更前	変更後								
交付申請額	交付申請額を記載し、金額の頭に	S .								
	「¥」を付けてください。	い。 (千円未満切り捨て) ただし、交付申請額より増額した 場合は交付申請額と同額で記載								

(変更前交付申請額の内訳)

HEMS機器		,	0	0	0	円
住宅用太陽光発電システム		,	0	0	0	円
家庭用燃料電池システム (エネファーム)		,	0	0	0	円
定置用リチウムイオン蓄電システム		,	0	0	0	円
電気自動車充給電設備		,	0	0	0	円
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 加算		,	0	0	0	円

(変更後交付申請額の内訳)

HEMS機器		,	0	0	0	円
住宅用太陽光発電システム		,	0	0	0	円
家庭用燃料電池システム (エネファーム)		,	0	0	0	円
定置用リチウムイオン蓄電システム		,	0	0	0	円
電気自動車充給電設備		,	0	0	0	円
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 加算		,	0	0	0	円

2 変更の理由

第5号様式(第10条)

鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金変更承認通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

鎌倉市長

年 月 日付けで変更承認申請のあった鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金に係る事業については、承認することとしたので、鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

第6号様式 (第10条)

鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金変更不承認通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

鎌倉市長

年 月 日付けで変更承認申請のあった鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

承認しない理由

鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金中止承認申請書

年 月 日

(宛先) 鎌倉市長

申請者 郵便番号 〒

住 所 〔法人等の場合は所在地

氏 名 (法人等の場合は名称及 び代表者の氏名

鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金交付決定通知書により交付決定を受けた鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金に係る事業を次のとおり中止したいので承認を申請します。

- 1 中止の内容
- 2 中止の理由

第8号様式 (第10条)

鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金中止承認通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

鎌倉市長

年 月 日付けで中止承認申請のあった鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金に係る事業については、次の理由により承認することとしたので、鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金交付要綱第10条第4項の規定により通知します。

第9号様式 (第10条)

鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金中止不承認通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

鎌倉市長

年 月 日付けで中止承認申請のあった鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金交付要綱第10条第4項の規定により通知します。

不承認の理由

鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金実績報告書

														年		_月_		\exists
	(宛先	三) 翁	兼倉市	市長														
						申請者	垂	便看	新 号	-	T							
							住	÷	所									
							_ ,	- :人等の場合										
							氏 (法 ())	: 人等の場合 代表者の氏名	名は名称及									
釤	#倉市	住宅	已用尹	 手生豆	可能工	ネルギー	- • 省	ìエネ機	器等	設	置費剤	制助金	:交付	決定证	通知	書に	より	交
付涉	や定を	受じ	ナた銭	兼倉市	方住宅	用再生可	能エ	ネルギ	- •	省	エネを	幾器等	設置	費補明		:実績	報告	·書
に存	系る事	業の	つ実績	責につ	ついて	、関係書	類を	添えて	報告	L	ます。							
(是	居住の)確記	忍)															
• 🖠	自らか	活居信	主すん	る市に	内の自	E宅に補	功対	象設備	を設け	置	した							
• 袝	前助え	象	没備	が設け	置され	た市内の	の建	売住宅	を取る	得	した							
上記	己に該	を当っ	するま	場合り	におい	ヽて、申	請者	は補助	対象	設化	備を診	と置し	た住	宅に	現右	E居住	こして	てい
ます	トか。																	
		居	住し	てい	る													
		居	住し	てい	ない	居住予	定のほ	時期を記	記載し	して	こくだ	さい	(月	E	3頃)	補助	力
		金	の交	付額	確定及	及び支払い	ハ手組	続は、原	居住の)確	崔認が	でき変	マ第行	fいま [®]	す。			
		他	者に	居住	の目的	りで当該	住宅	を貸し	出すた	こめ	り該当	しない)					
_																		
(有	制助金	振边	入先)															
ì	重帳等	[に言	己載ℓ	りとま	おり正	確に記入	して	こくださ	い。									
						(フリカ	·ナ)											
	П	座	名	義	人													
	金	融	機	関	名													
	店				名													
	預	金	の	種	類	草	<u></u>	通			当	座			そ	の他	 i.	

注1 「(補助金振込先)」は、本人名義の口座に限ります。

口 座 番 号

注 2 通帳等(通帳やオンライン銀行の口座情報画面等、上記項目の確認ができるもの)の写しを添付してください。

事業結果報告書

1 補助事業の概要

□ 変更なし → 下記表の記載は不要です。

申請時に提出した「第1号様式別紙1 1補助事業の概要」からの変更について、 いずれかにチェックしてください。

□ 変更有り → 下記の表のうち、変更した項目について、□にチェックして 変更後の内容を記載してください。

~		
□ 申請者氏名		
(法人等の場合は名称及び代表	長者氏名)	
□ 電灯契約者氏名		
(申請者と異なる場合に記載)		
補助対象設備を	□ 所在地 ※住居表示が確 定した場合を含む	
設置した住宅について 該当する□に「✓」を記載	□ 所有権の 所在	□申請者のみの所有 □申請者を含む複数の者の所有 □申請者以外の者の所有

2 補助事業の着手日及び完了日

事業着手日※1	年 月 日
事業完了日	次のうち、最も遅いものにチェックし、日付を記載してください。 □補助対象設備を設置した住宅の引渡しを受けた日 □補助対象設備を設置した住宅又は当該補助対象設備設置に係る代金支払完了日 □補助対象設備の設置工事(※2)の完了日

※1 事業着手日は、(1)補助対象設備が設置された建売住宅を購入する場合は、建売住宅の引渡しを受ける日(2)新築住宅又は既存住宅に補助対象設備を設置する場合、工事の開始日。なお、工事とは補助対象設備の設置取り付けと一体不可分の工事を指す。 (1) (2) 共に契約、代金の支払い、住宅の工事は着手に含みません。

※2 補助対象設備の設置工事は機材設置後に設置業者自らが行う試運転を行った日を含む。

3 補助事業に係る経費の内訳

申請時に提出した「第1号様式別紙1 3 補助事業に係る経費の内訳」からの変更について、いずれかにチェックしてください。

- □ 変更なし → 「領収書等の写し」を添付してください。なお、下記表の記載 及び「内訳書等、経費の内訳を証するもの」の添付は不要です
- □ 変更有り → 下記の表に変更後の数値を全て記載してください。また、「内 訳書等、経費の内訳を証するもの」及び「領収書等の写し」を添 付してください。

(単位:円)

	ま請時から変更がある 場合に記載下さい。	HEMS機器	住宅用太陽光 発電システム	家庭用 燃料電池 ^(エネファーム)	定置用リチウムイオン蓄電システム	電気自動車充 給電設備	ネット・ゼロ ・エネルギー ・ハウス (ZEH)加算								
補	前事業に要した経費 (消費税込み)														
補	前助事業に要した経費 (消費税抜き)														
(内訳)		(設備費)	(設備費)	(設備費)	(設備費)	(設備費)									
	補助の対象となる 経費	(工事費)	(工事費)	(工事費)	(工事費)	(工事費)									
	補助の対象とならない 経費														
(交付	交付申請額 付申請時に記載した額)														
	補助金交付額														
	(千円未満切り捨て)	計	<u></u>												

設置完了証明書

年 月 日

次のとおり補助対象設備の設置が完了したことを証明します。

販売・設置・施工事業者名 (法人等の場合は名称及び代表者の氏名												
販売・設置・施工事業者所在地												
販売・設置・施工担当者名 連絡先電話番号 () -												
補助金申請者等												
申請者氏名(法人等の場合はび代表者の氏名)	名称及											
補助対象設備を設置した所在地	住宅の											
補助対象設備の情報												
補助対象設備の設置・施	着工日		年	月	日							
工期間※	完了日		年	月	日							
※ 着工日と完了日が同日の場合、												

※ 着工日と完了日が同日の場合、同じ日付を記載してください。また、複数の補助対象設備を設置し、設備ごとに 着工日及び完了日が異なる場合は、着工日は最も早いもの、完了日は最も遅いものを記載してください。

補助対象設備	設置の有無 ※						
HEMS機器							
住宅用太陽光発電システム							
家庭用燃料電池システム (エネファーム)							
定置用リチウムイオン蓄電システム							
電気自動車充給電設備							

[※] 設置した補助対象設備について□に「✓」を記載してください。

15

出力対比表

補助の場合						販売店名																
	製造者名 電話番号 (メーカー名)																					
太陽モジ			型式名	,																		
測定公称			S)										W	•								
太陽光発電システム全体 の公称最大出力の合計値											•		W									
太陽の測					è 体						٠			W								
番号	番号 製造番号 (左詰で記						製造番号(左詰で記載) *英数字は大文字で記載										測定出力					
1																					W	
2																		,			W	
3																			•		W	
4																		,	•		W	
5																			•		W	
6																					W	
7																		,			W	
8																					W	
9																			•		W	
10																			•		W	
11																			•		W	
12																					W	
13																					W	
14																					W	

注1:太陽電池モジュール型式が何種類か混在する場合は、型式別に用紙を変えて添付 してください。 W

注2:製造者又は販売者が作成する場合以外は、梱包に同封されている製造番号票(写し)を添付してください。

鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金交付額確定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

鎌倉市長

鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金交付決定通知書
(年 月 日付け 第 号)により交付決定した補助金については、鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金実績報告書に基づき交付額を 円に確定したので通知します。
(交付決定番号)

- ※1 補助金の交付を受けた設備は、良好な状態で管理してください。
- ※2 補助金の交付を受けた設備は補助事業完了日から、HEMS機器は5年、住宅用太陽光発電システムは10年、家庭用燃料電池システム及び定置用リチウムイオン蓄電システムは6年、電気自動車充給電設備は8年を経過するまでの間に補助金の交付を受けた設備を処分する場合は、鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等処分承認申請書を提出し、市長の承認を受けなければなりません。
- ※3 交付条件に違反した等の場合に、市長は補助金の交付決定の全部又は一部を取り 消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等処分承認申請書

(点生) 鎌倉士臣							年	月	日
(宛先)鎌倉市長	申請者	郵	便	番 号	₹				
	住		所 人等の場	合は所在地	<u>b</u>)				
		氏	リガ(法人等の	名	休及び代	表者の氏名)			
鎌倉市住宅用再生可能 定により、次のとおり対							金交付	要綱第	17 条の規
交付決定番号									
処分の方法									
□売 却 □貸 □その他(与	□譲渡	变)	□担	保	□交	換	□廃 棄
処分の時期 年	三月	日							
処分の理由									

鎌毛	合市住宅用再生可能エネルギー	-・省エネ機器等処分承認決定通知書

	第 年 月	号 日
様		
	鎌倉市長	印
年 月 日付で処分承認申請のる しましたので通知します。	ありました件について、	次のとおり決定

決定区分 □承認します □承認しません (理由:)

鎌倉市電気自動車購入費補助金交付申請書

(宏集)	鎌倉市長							_	年	i	_月	日	
(グロフロ)		由建步	亚 /7	佃	求 [⊐. =	=						
		申請者				_	Ē	_					
			.—	人等の	戸 場合は所								
			•		ガナ	_							-
			氏		ハ <i>)</i> 名								-
			()	法人等	の場合は	名称及)							
				- ,	者の氏名								_
			電		番		1.3° m	17m	. Д1n		/- [-
			生	年		III III						<u>月</u> 日	
			性		h	}[]	<u></u> 为	•	女	(警 熙宝	<u> </u>	
鎌倉市電	[氢自動車購入費	貴補助金 €)交付	ナをき	受けた	こいの	で、関	係書	類を剝	たえ ⁻	て申請	手しま	
ト。また、	以下の【同意事	事項】に同]意 l	」ま つ	す。								
【同意事項	[]												
	は暴力団員でな	いことを確	在認っ	する:	ため、	記載	えした情	報を神	申奈川	県警	察本語	邹に照	
会するこ	こと。 ^て市税の納入状:	河 刄では仕目	고 조소	雪小子.	シロルテン	コハア	では対す	マァリ	ا م				
	設備の使用等に												
交付申	請額												
20,	000円												
2 購入す	トる電気自動車												7
(1) メー	カー名												
(2) 車名													
(3) 型式	番号												
													J
事両登	登録(検査) 日												_
			年	F	1	日							
	が以外の連絡先												
■請者以外	がこの申請の手	続きを行う	5 場合	<u> </u>	下記に		見人の連	絡先を	と記載	して	くだる	さい。	
代理人	申請代理	.人											
連絡先	連絡先												

5 補助金振込先

※通帳等に記載のとおり正確に記入してください。

					(フリ	ガナ	.)							
П	座	名	義	人										
金	融	機	関	名										
店				名										
預	金	0)	種	類		普	通	•	当	座	•	そ(の他	
П	座		番	号										

- 注1 「(補助金振込先)」は、本人名義の口座に限ります。
- 注2 通帳等(通帳やオンライン銀行の口座情報画面等、上記項目の確認ができるもの)の写しを添付してください。

鎌倉市電気自動車購入費補助金交付決定通知書

第 号年 月 日

様

鎌倉市長

年 月 日付けで申請のあった鎌倉市電気自動車購入費補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

(交付決定番号)

- 1 補助内容メーカー名車名
 - 型式番号
- 2 交付額

円

- ※1 補助金の交付を受けた電気自動車は、良好な状態で管理してください。
- ※2 補助金の交付を受けた電気自動車は車両の登録のあった日から、減価償却資産の 耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する 期間内に補助金の交付を受けた電気自動車を処分する場合は、鎌倉市電気自動車処分 承認申請書を提出し、市長の承認を受けなければなりません。
- ※3 交付条件に違反した等の場合に、市長は補助金の交付決定の全部又は一部を取り 消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

鎌倉市電気自動車購入費補助金不交付決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

鎌倉市長

年 月 日付けで申請のあった鎌倉市電気自動車購入費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

交付しない理由

鎌倉市電気自動車処分承認申請書

(岩生) 鎌倉士臣				年	月	日
(宛先)鎌倉市長	申請者	郵 便 番	号 〒			
		住 〔法人等の場合は				
		フ リ ガ ラ 氏 名 (法人等の場合				
鎌倉市住宅用再生可能 定により、次のとおり電				全交付要	綱第 17	条の規
交付決定番号						
処分の方法						
□売 却 □貸 □その他(与 [□譲 渡	□担 保)	□交 抽	ऴ □	廃 棄
処分の時期年	月	日				
処分の理由						

鎌倉市電気自動車処分承認決定通知書

		第 年 月	号 日
	様		
		鎌倉市長	印
年 月 しましたので通知し	日付で処分承認申請のあ、ます。	りました件について、	次のとおり決定
決定区分	□承辺〕まま		
伙定应 别	□承認しません(理由:)